



広瀬川 川守り通信

(令和2年10月号)

特定非営利活動法人 広瀬川の清流を守る会

〒982-0011 仙台市太白区長町一丁目7-37-5

☎022-247-6522 ☎022-290-3205

http://www.hirosegawa.com ✉info@hirosegawa.com

広瀬橋から川中を覗くと、体長20cm以上に成長したアユが、盛んに石苔を食べていました。春に溯上し、来月には下流の小石に産卵し、短い一生を終えます。その後には海から溯上するサケの登場です。

秋空の下、週末の広瀬橋上流兩岸を散策する親子、鍋持参の芋煮会の若人が楽しんでいます。20年前、国道48号線沿いに大量の不法投棄がありました。当時本会が県からごみ調査の委託を受け、大量の投棄ごみの撤去を地域住民や建設会社の協力で実施しました。その後、県の河川整備も進み、行政の除草作業も行われて環境改善が進みました。以前の牛越橋周辺の芋煮会が、今は下流域にも広がりました。これも協働の活動が川の魅力を増した一つの起因と思います。

今迄に関わった行政、会員、企業の皆様方に深く感謝します。



広瀬橋(長町側から対岸河原町)10/3 広瀬川

<報告事項>

9月清掃 9/12 は雨天のため中止しました。

<予定>

10月清掃 10/10(土)10:00~ 広瀬橋(橋姫明神前)集合 次回11月14日(土)同時間

長靴、長袖、軍手、マスクにてご参加下さい。※コロナ対策のため芋煮会中止。飲物は各自ご持参ください。

○お知らせ仙台市「市民協働事業提案制度」申請書提出について(2回目)

先月号でお知らせした「蕃山の里山と広瀬川のビオトープを再生する協働事業」の提案を変更します。

理由は、関係部署との事前打ち合わせから事業提案が難しいことが分かったからです。

当初、環境学習を通じた人づくりを目的として提案しましたが、関係部署が多岐に渡り、具体化が問題となりました。

そこで、様々な河川の課題解決には、河川管理の在り方をテーマとする目的として提案を変更します。

概要は、河川法に基づき「広瀬川本流と支派川等の河川管理を宮城県から仙台市が担う」(権限移譲)の理解を広める

検討の市民協働提案です。現在、市の関わりは「利水」(上下水道)と(農業取水)、公園占用等に限られています。

昨年10月、未曾有の大型19号台風襲来によって内水洪水が市内各地で発生し、大きな被害が発生しました。

それを教訓とし、市は改めて治水対策を講じる必要があると思います。それには水系一貫の河川管理による「治水」

「利水」「環境」のバランスある川づくりが重要です。広瀬川はじめ県が管理する市内河川管理の移譲を段階的に進め、

安全安心のまちづくりを中心に、専門家を入れ、国、県、市、関係者、市民と共に分かり易い検討会を企画します。

河川管理権限移譲の事例は、政令都市名古屋市が平成19年から同23年迄に愛知県から14河川の移譲が完了。

市と市民に直結した管理を実施していることを担当職員から確認しました。尚、他政令市でも移譲が進んでいます。

今後、行政と市民、事業者の理解を深めることを第一義とし、仙台市「広瀬川市民会議」と連携します。

皆様のご意見をお待ちします。

代表理事 日下 均

※) 会員募集 個人会員(年額会費5千円) 法人会員(年額1万円)